

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定
根拠法令等及び条項		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第2項 において準用する第17条第3項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 所管行政庁は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。</p> <p>(1) 計画の変更に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が、建築物移動等円滑化基準（2参照）を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令（3参照）で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。</p> <p>(2) 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>2 建築物移動等円滑化基準</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第10条から第24条までのとおり。</p> <p>3 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準</p> <p>高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令に規定のとおり。</p>	